

加 庁 整 第 6 7 号
令和6年8月19日

参加申込予定者 各位

宮城県加美郡加美町
新庁舎整備室長
(押印省略)

加美町新庁舎設計公募型プロポーザルに係る参加要件に関する質問への回答

このことについて、加美町新庁舎設計公募型プロポーザル実施要項4(3)イに定めるとおり、
下記のとおり回答します。

記

回答書：別紙のとおり

加美町新庁舎設計公募型プロポーザルに係る参加要件に関する質問への回答書

番号	質問項目	質問内容	回答
1	実施要項 3 (2) ①	実施要項 3 (2) ①コの実績要件について、同種施設・類似施設①②の業務内容として「基本設計および実施設計の実績」との表記がありますが、基本設計のみの実績をもつ施設を実績として提示するのは問題ないでしょうか。	本プロポーザルでの対象業務は基本設計業務ですが、今後引き続き実施設計業務も予定されていることから、基本設計と実施設計の両方の実績を求めるものとします。
2	実施要項 4 (3) ウ 様式 2	様式 2-1※に記載されている設計共同企業体協定書について、構成企業ではなく協力企業の場合は、様式 2-3 は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	実施要項 4 (3) ウ 様式 2	様式 2-2 に記載する協力企業においても、構成企業と同様の様式 2-2 【添付資料】を提出する必要があると考えてよろしいでしょうか。	協力企業の場合は、様式 2-2 【添付書類】のうち、様式 3-3、様式 3-4 以外の添付書類について、必要なものを添付し提出してください。
4	実施要項 4 (3) ウ 様式 3	参加申込書（構成企業・協力企業）様式 2-2 【添付書類】より、様式 3-3、3-4 は協力企業の場合、提出は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 項番 3 も参照してください。
5	実施要項 4 (3) ウ 様式 3	会社概要 様式 3-1、3-3 より、職員数（一級建築士の数）を証明する書類はどのようなものを想定されているかご教示願います。	一級建築士の数を証明する書類は、建築士法第 23 条の 6 の規定による設計等の業務に関する報告書の写し、または最新の建築士事務所登録申請書類（更新申請や変更届など）の写し（いずれも受付印の押印のあるもの）を想定しています。
6	実施要項 4 (3) ウ 様式 3	設計実績 様式 3-2、3-4 より、実績証明書類について、設計業務の場合、テクリスはパブディス (PUBDIS) と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	実施要項 5 (2) イ 様式 5	受託した場合の配置予定技術者の体制 様式 5 より、配置予定技術者に ZEB 検討や外構（ランドスケープ）等の技術者を任意で追加することは可能でしょうか。	様式 5 には追加せず、提案書の取組体制や設計チームの特徴の中で整理・提案してください。

番号	質問項目	質問内容	回答
8	実施要項 6 評価基準 1 (2)	第一次審査における評価基準の配点について詳細をお教えてください。	業務体制の配点については、設計事務所としての実績を最大 6 点、配置予定技術者の実績が最大 1 4 点、合計 2 0 点としています。評価内容は評価基準に示すとおりですが、同種と類似業務については、類似業務の方が加点が低くなります。また、完了時期については、平成 2 9 年 3 月以前に設計を完了した業務は加点が低くなります。 企画提案と、技術提案事項については、2 0 点、6 0 点 (2 0 点×3 テーマ) を満点として、評価基準に挙げた項目を中心に、審査委員による評価を行います。